

## G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 設立総会 次第

日時：令和5年1月30日（月）13：30～

場所：茨城県庁舎9階講堂

### 1 開 会

### 2 あいさつ

- ・茨城県知事 大井川 和彦
- ・水戸市長 高橋 靖
- ・警察庁長官官房審議官（国際担当） 山田 好孝

### 3 G 7 内務・安全担当大臣会合の茨城県開催について

- ・G 7 内務・安全担当大臣会合の概要について  
＜警察庁長官官房企画課理事官（国際担当）竹田 令＞
- ・水戸市民会館について（動画による紹介）

### 4 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会の設立及び規約（案）について

### 5 議 題

- (1) 第1号議案 監事の委嘱について
- (2) 第2号議案 顧問及び参与の委嘱について
- (3) 第3号議案 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 基本方針（案）
- (4) 第4号議案 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 事業計画（案）
- (5) 第5号議案 G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 収支予算（案）

### 6 質 疑

### 7 閉 会

# G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の開催概要

## 会合の名称、日程等

### G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合

G7 Interior and Security Ministers' Meeting in Mito, Ibaraki

茨城県はおもてなしの心にあふれ、国際会議開催の実績が豊富。水戸市は歴史のまちであり、日本の文化を感じていただける都市。都心からの交通アクセスもよい。

令和5年12月8日（金）～10日（日）  
於：水戸市民会館（予定）

## 会合のイメージ

12/8(金)	夜	国・県/市共催 歓迎レセプション
12/9(土)	午前	全体会合 ～昼食会・市内視察～
	午後	全体会合 ～夕食会～
12/10(日)	午前	全体会合・成果文書採択 記者会見

## 最近の開催状況等

2017	2018	2019	2020	2021	2022
					
イタリア	カナダ	フランス	米国	英国	ドイツ
○	○	○	非開催	○	○

- 2017年以降、公共安全を所管するG7各国の閣僚等による「内務・安全担当大臣会合」の形式での開催が慣例化
- これまで、国際組織犯罪、国際テロ、サイバーセキュリティ、環境犯罪、児童の性的搾取・虐待の対策等について議論
- 2022年11月ドイツ会合での主な議論
  - ・ロシアによるウクライナ侵略が治安に与える影響や外国勢力による情報操作への対処
  - ・経済安全保障の確保
  - ・暴力的過激主義・テロリズムとの闘い
  - ・児童の性的搾取・虐待対策

## 出席閣僚等（過去の例）

【日本】 国家公安委員会委員長  
【欧州連合(EU)】 内務担当欧州委員

【G7各国】 公共安全を所管する閣僚等  
【国際刑事警察機構(インターポール)】 事務総長

## 1. 目的

会合の成功に向け、万全の体制で受入準備を進めるため、官民連携の「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会」を設立し、今後は協議会として、開催支援やおもてなしを行うとともに、魅力発信を行う。

## 2. 事業

協議会は1の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受け入れに向けた準備の推進に関する事
- (2) 各国の要人等へのおもてなしに関する事
- (3) 茨城の様々な魅力の発信に関する事
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関する事

## 3. 構成団体：37団体

行政、議会、医療、おもてなし、会合テーマ関連、経済団体等、交通、市民団体、宿泊・観光、大学 等の団体で構成 ※詳細 別表のとおり

- <役員> 会長：知事 / 副会長：市長・副知事 / 監事：常陽銀行、筑波銀行
- <顧問> 茨城県選出国會議員
- <参与> 県議會議員（副議長、協議会会長、委員会正副委員長、水戸市選出議員）  
市議會議員（副議長、委員会正副委員長）

## 4. 規約

資料3のとおり

## 別表

分野（団体数）	団体名
行政（４）	茨城県、水戸市、茨城県警察本部、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所
議会（２）	茨城県議会、水戸市議会
医療（３）	茨城県医師会、茨城県病院協会、茨城県水戸市医師会
おもてなし（８）	茨城県国際交流協会、茨城県酒造組合、茨城県農業協同組合中央会、いばらき文化振興財団、全国農業協同組合連合会茨城県本部、水戸市芸術振興財団、水戸市国際交流協会、水戸農業協同組合
会合テーマ関連（２）	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会、テロ対策茨城パートナーシップ推進会議
経済団体等（７）	茨城産業会議、常陽銀行、筑波銀行、水戸市内原商工会、水戸市商店会連合会、水戸市常澄商工会、水戸商工会議所
交通（４）	茨城県ハイヤー・タクシー協会、茨城県バス協会、東日本高速道路関東支社水戸管理事務所、東日本旅客鉄道水戸支社
市民団体（１）	水戸市住みよいまちづくり推進協議会
宿泊・観光（３）	茨城県観光物産協会、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、水戸観光コンベンション協会
大学（３）	茨城大学、筑波大学、常磐大学・常磐短期大学

## G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、2023年に茨城県水戸市で開催されるG7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功を期するため、官民連携した茨城県全体の受け入れ体制を確立し、支援・協力を行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、大臣会合の機会を捉えて、茨城及び水戸の魅力を発信し、本県の活性化に資することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）大臣会合に対する支援、協力及び受け入れに向けた準備の推進に関すること
- （2）各国の要人等へのおもてなしに関すること
- （3）茨城の様々な魅力発信に関すること
- （4）その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

2 会長は、必要と認めるとき、協議会に新たな委員を参加させることができる。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
  - （2）副会長 2名
  - （3）監事 2名以内
- 2 会長は、茨城県知事とする。
- 3 副会長は、水戸市長及び茨城県副知事とする。
- 4 監事は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

（任期）

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、協議会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第8条 会長は、必要に応じて協議会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会の目的達成に必要な助言を行う。
- 3 参与は、会の事業の執行に関する事項について、必要な助言を行う。
- 4 顧問及び参与は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与の任期は、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第9条 協議会に総会を置く。

- 2 会長は、協議会の目的を推進するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第10条 総会は、委員等をもって構成し、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 協議会活動に係る基本方針に関すること
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (3) 予算及び決算に関すること
  - (4) 規約の制定及び改正に関すること
  - (5) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 2 総会は、会長が必要に応じ招集する。
  - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
  - 4 総会の議決は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。  
ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては出席したものとみなす。
  - 5 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知した事項に対する委員等による書面評決をもって、総会の議決に代えることができる。
  - 6 会長は、必要があると認められるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で、軽微なものについては、専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部国際観光課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 協議会の会計年度は、この規約の施行日から解散の日までとする。

(予算及び決算)

第14条 協議会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第15条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を得て処分する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。

## 別表

分野	組織	職
行政	茨城県	知事
	水戸市	市長
	茨城県	副知事
	茨城県警察本部	警備部長
	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	事務所長
議会	茨城県議会	議長
	水戸市議会	議長
医療	一般社団法人茨城県医師会	会長
	一般社団法人茨城県病院協会	会長
	一般社団法人茨城県水戸市医師会	会長
おもてなし	公益財団法人茨城県国際交流協会	理事長
	茨城県酒造組合	会長
	茨城県農業協同組合中央会	代表理事会長
	公益財団法人いばらき文化振興財団	理事長
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	本部長
	公益財団法人水戸市芸術振興財団	理事長
	公益財団法人水戸市国際交流協会	理事長
	水戸農業協同組合	代表理事組合長
会合テーマ 関連	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会	会長
	テロ対策茨城パートナーシップ推進会議	事務局長
経済団体等	茨城産業会議	議長
	株式会社常陽銀行	取締役頭取
	株式会社筑波銀行	取締役頭取
	水戸市内原商工会	会長
	一般社団法人水戸市商店会連合会	会長
	水戸市常澄商工会	会長
	水戸商工会議所	会頭
交通	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	会長
	一般社団法人茨城県バス協会	会長
	東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所	所長



	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	支社長
市民団体	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長
宿泊・ 観光	一般社団法人茨城県観光物産協会	会長
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
	一般社団法人水戸観光コンベンション協会	会長
大学	茨城大学	学長
	筑波大学	学長
	常磐大学・常磐短期大学	学長

## 監事の委嘱について

本協議会規約第5条の規定により、監事を委嘱する。

	職	氏名
監 事	株式会社常陽銀行 取締役頭取	秋野 哲也
	株式会社筑波銀行 取締役頭取	生田 雅彦

## 顧問及び参与の委嘱について

本協議会規約第8条の規定により、顧問及び参与を委嘱する。

	職	氏名
顧 問	衆議院議員	青山 大人
		浅野 哲
		石井 啓一
		石川 昭政
		梶山 弘志
		国光 あやの
		田所 嘉徳
		永岡 桂子
		中村 喜四郎
		額賀 福志郎
		葉梨 康弘
		福島 伸享
	参議院議員	石井 章
		小沼 巧
		加藤 明良
		上月 良祐
		堂込 麻紀子

	職	氏名
参与	茨城県議会副議長	村上 典男
	茨城県議会議員 (G 7 関係閣僚会合誘致推進協議会会長)	海野 透
	茨城県議会営業戦略農林水産委員会 委員長	水柿 一俊
	茨城県議会営業戦略農林水産委員会 副委員長	豊田 茂
	茨城県議会議員 (水戸市・城里町選挙区選出議員)	川津 隆
	茨城県議会議員 (水戸市・城里町選挙区選出議員)	舘 静馬
	茨城県議会議員 (水戸市・城里町選挙区選出議員)	高崎 進
	茨城県議会議員 (水戸市・城里町選挙区選出議員)	玉造 順一
	茨城県議会議員 (水戸市・城里町選挙区選出議員)	木本 信太郎
	水戸市議会副議長	大津 亮一
	水戸市議会総務環境委員会委員長	高倉 富士男
	水戸市議会総務環境委員会副委員長	佐藤 昭雄
	水戸市議会新市民会館整備等調査 特別委員会委員長	渡辺 政明
	水戸市議会新市民会館整備等調査 特別委員会副委員長	高倉 富士男

## G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 基本方針（案）

2023年のG7サミット（主要国首脳会議）に合わせて開催される関係閣僚会合のうち、内務・安全担当大臣会合の水戸市での開催が決定した。

昨今の国際情勢によりG7としての結束の重要性が高まる中、本会合は、重要なテーマを議論する会合であり、大臣会合に参加される関係各国の要人の方々をはじめ、関係者の皆様をお迎えすることは、茨城及び水戸の多彩な魅力を世界に発信する絶好の機会である。

大臣会合の成功を期するため、官民連携の茨城県全体の受け入れ体制を確立し、支援・協力を行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、歴史・文化、豊かな農産物、美しい自然など様々な茨城及び水戸の魅力を国内外に発信し、海外展開や国際交流を促進させ、茨城がさらに世界に飛躍し、未来に希望の持てる「新しい茨城づくり」に向けて、全県的な取組を展開していく。

### 1 開催支援

会合の成功に向けて、国や関係機関と連携し、万全の体制で支援と協力を行う。

<主な取組内容>

- ・大臣会合に向けての連絡調整・協力体制の構築
- ・警備体制、危機管理体制及び救急医療体制整備の支援
- ・事前広報及び歓迎機運の醸成

### 2 おもてなし

各国の要人の方々を、本県の食材を使った料理の提供や伝統・文化の披露などにより、心のこもったおもてなしで歓迎する。

<主な取組内容>

- ・歓迎行事等での県産食材の提供等
- ・各国大臣・大使館視察等の受け入れ

### 3 魅力発信

茨城が誇る魅力ある自然景観、多くの文化遺産、豊富な食材など様々な茨城の魅力を、積極的に発信するとともに、会合の開催を契機として、国内外からの観光客誘致や国際人財育成・国際交流の促進を図る。

<主な取組内容>

- ・茨城の魅力発信の企画
- ・国際人財育成、国際交流事業の企画

### 4 その他

1から3のほか、茨城県及び水戸市等の関連事業との連携など、本協議会の目的達成に必要な事業を実施する。なお、事業の実施にあたっては、警察庁、茨城県・水戸市等の関係部署及び協議会構成員と緊密な連携を図ることにより、全県的かつ効果的な取組を展開する。

## G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 事業計画（案）

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合の成功に向けて、基本方針に基づき、次の事業を実施する。なお、事業の実施にあたっては、警察庁、茨城県・水戸市の関係部署及び協議会構成員と緊密な連携を図ることにより、全県的かつ効果的な取組を展開する。

## 1 開催支援

- (1) 大臣会合に向けての連絡調整・協力体制の構築
  - ・会場や宿泊施設等の調整、国への情報提供
  - ・輸送ルートや駐車場等の調整、国への情報提供 等
- (2) 警備体制、危機管理体制及び救急医療体制整備の支援
  - ・茨城県警との調整、警備計画への支援
  - ・災害対応等危機管理体制の検討
  - ・大臣会合における医師、看護師の配置調整
- (3) 事前広報及び歓迎機運の醸成
  - ・開催日程周知街頭広告（横断幕等）の掲出
  - ・啓発物品（ポスター等）の作成
  - ・各種イベント等での広報の実施
  - ・会合関連テーマ（サイバーセキュリティ等）事業の企画・調整 等

## 2 おもてなし

- (1) 歓迎行事等での県産食材の提供等
  - ・歓迎レセプション、昼食会等の企画・支援
- (2) 各国大臣・大使館視察等の受け入れ
  - ・事前視察、大臣エクスカースション等の企画・支援 等

## 3 魅力発信

- (1) 茨城の魅力発信の企画
  - ・パブリシティ（海外メディアツアーの実施や国内外のマスメディアを活用した情報発信等）の実施
  - ・会合開催期間中（会合会場等で茨城の文化や産業等の展示等）における魅力発信
- (2) 国際人財育成、国際交流事業の企画
  - ・児童・生徒等を対象とした国際人財育成、国際交流の企画・調整 等

## 4 その他

1から3のほか、本協議会の目的達成に必要な事業を実施する。

- ① 開催支援
- 会合会場等の調整・提案  
【周辺施設との調整、会食会場の提案】
  - 宿泊・輸送ルート等の調整・提案
  - 危機管理、医療救急体制整備の支援
  - 開催に向けた機運醸成  
【会合関連テーマでの事業、広告等の掲出】  
等



&lt;会合関連テーマでの事業&gt;



&lt;広告等の掲出&gt;

- ② おもてなし
- 歓迎レセプション等での県産食材等の提供、メニューの提案
  - エクスカーション先の調整・提案  
等



&lt;県産品の提供&gt;



&lt;エクスカーション&gt;

- ③ 魅力発信
- パブリシティの実施（海外メディア向けツアー等）
  - 会合会場等での県の文化や産業の展示
  - 児童生徒等を対象とした国際人財育成、国際交流事業  
等



&lt;メディア向けツアー&gt;



&lt;県内産業の展示&gt;

# 事業スケジュール案

項目	R 4					R5									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
国の動き	★ 11/16～18 G7内務大臣会合（ドイツ）					★ 5/19～21 G7広島サミット									
推進協議会の動き	11月県議会 4 定県負担金補正予算成立					4月～10月 全国13箇所で関係閣僚会合開催									
	12月市議会 4 定 市負担金補正予算成立														
	★ 1/30 推進協議会の設立総会														
	2月頃県議会 1 定 県負担金R5予算案上程														
地元事業	3月頃市議会 1 定 市県負担金R5予算案上程														
	★ 3月下旬 推進協議会 第2回総会														
	★ 2月11日頃 (300日前) 横断幕の掲示等					★ 広島サミット等でのPR					★ 9～11月 (1-3か月前) 海外プレスツアー等				
						★ 6月8日頃 (半年前) 在京大使館ツアー等					★ 8月30日頃 (100日前) 会合テーマ関連イベント等				
											★ 高級実務者会合での本県PR				
	PR活動					ポスター等の掲示、広報誌への掲載、ホームページへの掲載等									
	開催支援					会合会場等、輸送ルート等の調整・提案、危機管理体制等整備の支援									
	おもてなし・魅力発信					県食材の提供、エクスカージョンの企画、パブリシティの実施等									

茨城水戸内務・安全担当大臣会合開催



## G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 収支予算(案)

## 1 収入の部 (単位:千円)

科目	項目	主な内容	予算額
負担金	茨城県負担金	R4年度負担金	10,000
	水戸市負担金	R4年度負担金	10,000
合計			20,000

## 2 支出の部 (単位:千円)

科目	項目	主な内容	予算額
事業費	開催支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣会合に向けての連絡調整・協力体制の構築</li> <li>・警備体制、危機管理体制及び救急医療体制整備の支援準備</li> <li>・事前広報及び歓迎機運の醸成</li> </ul>	9,623
	おもてなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歓迎行事等での県産食材の提供等</li> <li>・各国大臣・大使館視察等の受け入れ</li> </ul>	5,577
	魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城の魅力発信の企画</li> <li>・国際人財育成、国際交流事業の企画</li> </ul>	4,800
合計			20,000

## 3 その他

県・市において、本協議会負担金の令和5年度予算が成立等、大幅に収支の見込が変更になる場合は、予算を改める。